

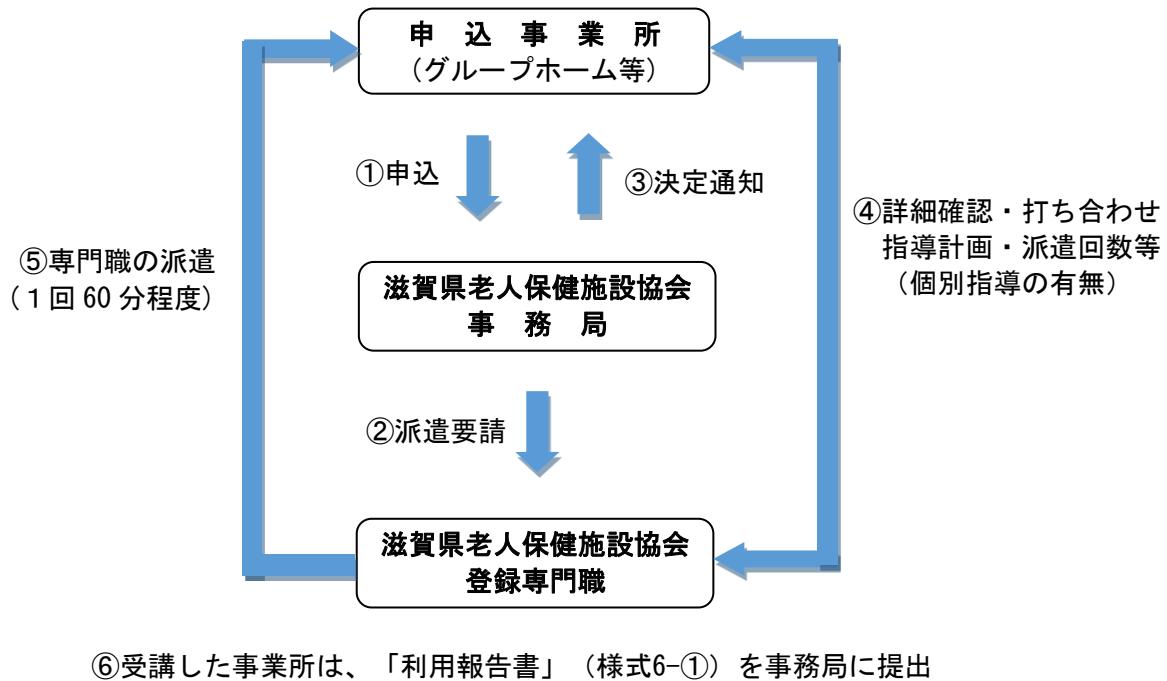
生活機能向上支援事業 【概要】

当協会会員施設所属の専門職を無料で介護事業所に派遣し、技術指導等を行う事業です。

実施主体	滋賀県
事業の目的	一般社団法人 滋賀県介護老人保健施設協会に所属する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等（以下「専門職」という）を専門職が配置されていない介護事業所に派遣して、適切なアセスメントや技術指導等を介護職員が受けられる環境を整えることにより、利用者の生活機能を向上できるよう支援します。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活機能向上支援プロジェクトチームの設置・運営 (2) 当協会会員施設に所属し、当事業に登録の専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）を介護事業所のニーズに応じて派遣 (3) 専門職による介護職員への指導および、リーダー人材の育成など (4) 指導内容・成果等の記録票の作成および、評価
派遣職員	一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会会員施設に所属する専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）のうち、当事業派遣専門職として登録している者
費用	無料
申込方法	当協会ホームページ (http://shigaroken.jp/) より、申込書をダウンロードし、当協会事務局にFaxまたはメールにてお申込みください。
申込・お問合せ先	一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会 事務局 TEL 077-599-4601 / FAX 077-599-4602 / E-mail shiga.intl@lake.ocn.ne.jp
申込期間	令和6年4月1日から年間実施回数に達し次第終了（お問合せ下さい）
実施期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
利用手順	<ul style="list-style-type: none"> ① 「申込書」を当協会事務局あてにFAXまたはメールにて申し込み。 ※希望する派遣、支援日の30日前を目安に ② 当協会事務局より「派遣、支援決定通知」を送付。 ③ 事業所と担当派遣専門職の間で支援の内容、日程を調整。 ④ 支援後7日以内に「利用報告書」を作成し当協会事務局に提出。 (様式6-①) ※専門職は「実施報告書」様式6-②を提出)
個別指導にかかる同意事項について	<p>本事業の支援は、医師の指示が必要な「訪問リハビリテーション」ではありませんが、特定の利用者に対し個別的な技術指導を希望する事業所については、万一の事故発生に備えて保険加入事業所であること、ならびに事業所と利用者が締結している契約事項を適用することに同意いただきます。</p> <p>なお、利用者の個人情報閲覧が必要な場合には、個人情報保護の観点から利用者本人または代理人の同意を得ていただきます。</p>

滋賀県委託事業
一般社団法人 滋賀県介護老人保健施設協会
生活機能向上支援事業 利用手順

専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）派遣の利用手順フロー



専門職派遣にかかる利用手順

1. 申込事業所は「申込書」(様式1)必要な事項を記入し、専門職の派遣を希望する日の30日前までに協会事務局あてにFAXまたはメールで申し込み。
2. 協会事務局は「申込書」(様式1)を受理後、原則、申込事業所に近い当協会会員施設の登録専門職を派遣。特定の圏域に申込が集中した場合は調整する。
申込内容によっては、専門職の職種・専門分野を検討し、担当する専門職を決定する。
3. 協会事務局は専門職派遣予定日の14日前までに決定を通知する。
4. 申込事業所と担当専門職は、派遣、支援当日までに支援内容及び日程を調整。
※1件の申し込みについての利用回数の制限無し。
5. 派遣、支援の実施
6. 指導内容・成果等についての記録票を作成し協会事務局へ提出
 - ・受講事業所 = 「利用報告書」(様式6-①)
 - ・担当専門職 = 「実施報告書」(様式6-②)
7. 必要であれば個別指導にかかる同意書を提出
個別指導にかかる同意書 (様式1-① 事業所用, 1-② 利用者用)